



つくばみらい市

議会だより

第24号

平成24年5月1日
発行



福岡堰のさくら並木

平成24年第1回定例会及び 第1回臨時会を開催しました。

主な内容

◎平成24年第1回臨時会

◎平成24年第1回定例会は、
3月2日に開催しました。

◎平成24年第1回定例会(3月)

◎平成24年第1回定例会は、
3月6日から23日までの18
日間の会期で開催しまし
た。

◎第1回定例会では、平成24
年度予算8件、人事案件2
件、平成23年度補正予算8
件及び条例の一部改正、制
定など計42件(請願2件含
む)の議案が提出されまし
た。各議案について、予算
特別委員会及び常任委員会
に付託され、慎重な審議を
行いました。

議案の概要
一般質問

も

く

じ

P 2
P 7

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp



会期・日程

● 3月 臨時会 ●	2日(金) 本会議 議事人事、議案の上程及び説明、質疑、討論、採決
● 3月 定例会 ●	6日(火) 本会議 開会、会期の決定 施政方針、議案の上程及び説明 監査委員の選任
7日(水) 本会議	議案に対する質疑、議案の委員会付託 予算特別委員会の設置 議会運営委員会
8日(木) 特別委員会	予算特別委員会
9日(金) 特別委員会	予算特別委員会
13日(火) 特別委員会	予算特別委員会
15日(木) 常任委員会	総務常任委員会
16日(金) 常任委員会	教育民生常任委員会
19日(月) 常任委員会	経済常任委員会
22日(木) 本会議	一般質問
23日(金) 本会議	一般質問、委員長報告、質疑、討論、採決 閉会中の継続審査・調査 閉会

平成 24 年 (3 月) 第 1 回臨時会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	税条例の一部改正をしたので承認を求めます。	承認
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	平成 23 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第 4 号)について、専決処分をしたので承認を求めます。	
議案第 1 号	平成 23 年度つくばみらい市一般会計補正予算(第 14 号)	歳入歳出それぞれ 741 万 4 千円を追加し、予算の総額を 171 億 1 千 805 万円とするものです。	原案可決
発議第 1 号	議会広報特別委員会の設置に関する決議	市議会の活動状況や議会に関する諸般の事項等を市民に周知し、議会に対する理解を深めてもらう手段として、議会広報の発行を行うため設置するものです。	

平成 24 年 (3 月) 第 1 回定例会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
報告第 1 号	専決処分の報告について(第 1 号)	市総合運動公園の管理瑕疵及び公用車車両事故による損害賠償の額を定めたことについて、報告するものです。	報告
議案第 2 号	つくばみらい市東日本大震災復興基金条例	茨城県復興まちづくり交付金や市民等からの災害復旧費寄附金を活用し、東日本大震災に伴う本市の復旧及び復興を円滑に推進するため、本条例を制定するものです。	原案可決
議案第 3 号	つくばみらい市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	高い専門的な知識経験者や優れた見識を有する民間人材の採用の円滑化を図るため、市職員として一定の任期を定め採用ができるよう、本条例を制定するものです。	
議案第 4 号	つくばみらい市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例	東日本大震災の影響により二重債務問題を抱える中小企業者の事業再生を促進するため、茨城県産業復興機構が既往債権を買い取る場合等に、損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利を、市長の判断により放棄できるよう、本条例を制定するものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果	
議案第5号	つくばみらい市暴力団排除条例	社会全体が一丸となって暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展を図ることを目的に、本条例を制定するものです。	原案可決	
議案第6号	つくばみらい市学区審議会条例	市学区審議会を設置し、通学区域に関する調査審議することにより、市立小中学校の学校運営の適正化を図るため、本条例を制定するものです。		
議案第7号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	厳しい市の財政状況に鑑み、安定した行財政の一助として、市長を始めとする常勤特別職の給与の減額期間を延長をするため、条例の一部を改正するものです。		
議案第8号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	市発行文書の配布見直しにより、行政協力員の負担軽減が図ることから報酬を減額するものであり、また、学区審議会委員を追加するため、条例の一部を改正するものです。		
議案第9号	行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例	平成24年4月1日からの市行政機構改革に伴う関係条例の整理のため、本条例を制定するものです。		
議案第10号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正、東日本大震災の復興に係る財源確保に関する特別措置法の制定及び市街化区域内の農地の急激な税負担を軽減するため、条例の一部を改正するものです。		
議案第11号	つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	東日本大震災を踏まえた災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、支給対象者が拡大されたため、条例の一部を改正するものです。		
議案第12号	つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法に基づき、平成24年度から26年度までの第1号被保険者の保険料について定めるため、条例の一部を改正するものです。		
議案第13号	つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	敬老祝金の額を見直すことから、条例の一部を改正するものです。		否決
議案第14号	つくばみらい市高齢者センター条例の一部を改正する条例	市行政機構改革に伴い、高齢者センター管理業務が市長部局から教育委員会へ移管されるため、条例の一部を改正するものです。		原案可決
議案第15号	つくばみらい市立公民館条例の一部を改正する条例	社会教育法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。		
議案第16号	つくばみらい市立図書館条例の一部を改正する条例	図書館法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。		
議案第17号	委託契約の変更について	東楯戸台線工事実施に係る調査・設計及び工事に関する委託契約の一部を変更するに当たり、地方自治法の規定により提案するものです。		
議案第18号	市道路線の廃止について	用途廃止に伴う路線変更があるため、4路線を廃止するものです。		
議案第19号	市道路線の認定について	12路線を市道として認定管理するものです。		
議案第20号	平成23年度つくばみらい市一般会計補正予算(第15号)	歳入歳出それぞれ17億2千892万8千円を追加し、予算の総額を188億4千697万8千円とするものです。		
議案第21号	平成23年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ741万7千円を減額し、予算の総額を50億7千772万5千円とするものです。		



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第 22 号	平成 23 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出それぞれ 214 万 8 千円を追加し、予算の総額を 2 億 8 千 504 万 5 千円とするものです。	原案可決
議案第 23 号	平成 23 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	歳入歳出それぞれ 4 千 491 万 1 千円を追加し、予算の総額を 24 億 121 万 3 千円とするものです。	
議案第 24 号	平成 23 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	歳入歳出それぞれ 4 千 8 万 8 千円を減額し、予算の総額を 11 億 4 千 963 万 2 千円とするものです。	
議案第 25 号	平成 23 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）	歳入歳出それぞれ 1 千 27 万 9 千円を減額し、予算の総額を 5 億 3 千 832 万 7 千円とするものです。	
議案第 26 号	平成 23 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 2 号）	財産収入の減額に伴う、繰越金・繰入金の増額を行うものです。（財源内訳の変更）	
議案第 27 号	平成 23 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 5 号）	収益的収入及び支出で、収入を 296 万 7 千円増額し 11 億 78 万 7 千円、支出を 5 千 989 万 7 千円減額し 10 億 1 千 483 万 3 千円とするものです。また、資本的収入及び支出で、収入を 2 億 75 万 7 千円減額し 9 億 7 千 649 万 2 千円、支出を 2 億 1 千 642 万 9 千円減額し 11 億 7 千 280 万 8 千円とするものです。	
議案第 28 号	平成 24 年度つくばみらい市一般会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 150 億 4 千 130 万 5 千円とするものです。	
議案第 29 号	平成 24 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 50 億 767 万 5 千円とするものです。	
議案第 30 号	平成 24 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 8 千 989 万 8 千円とするものです。	
議案第 31 号	平成 24 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 24 億 6 千 142 万 1 千円とするものです。	
議案第 32 号	平成 24 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10 億 3 千 762 万 9 千円とするものです。	
議案第 33 号	平成 24 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 6 千 647 万 2 千円とするものです。	
議案第 34 号	平成 24 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 千 302 万 8 千円とするものです。	
議案第 35 号	平成 24 年度つくばみらい市水道事業会計予算	収益的収入及び支出で、収入を 12 億 3 千 554 万 4 千円とする。支出を 11 億 9 千 786 万 2 千円とする。資本的収入及び支出で、収入を 12 億 5 千 50 万 9 千円とする。支出を 15 億 3 千 20 万 4 千円とするものです。	
同意第 1 号	監査委員の選任について	地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものです。	
同意第 2 号	教育委員会委員の任命について	教育委員が、平成 24 年 3 月 31 日を持って辞職するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
発議第2号	TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加中止を求める意見書	政府は、「TPPへの参加に向け関係各国との協議に入る」との方針を表明しました。これまでの交渉では、さまざまなルール共通化・規制緩和も論議されています。日本が参加することになれば、これまでアメリカをはじめ各国が、日本に求めてきた規制緩和が新たに協議されることになり、このようなことから全自治体の8割にもおよぶ多くの自治体や、さまざまな分野の団体が参加に反対、あるいは慎重な対応を求めている。いま国会がすべきことは、まともな情報も開示しないまま行われた「参加表明」を撤回させることです。今後も国民的な論議や国会での審議が保障されない交渉には、絶対に参加すべきではありません。よって、TPPへの参加表明を撤回し参加しないよう、衆・参議院議長への意見書の提出をするものです。	
発議第3号	盛土問題解決に関する決議	現在、市内数ヶ所で違法な盛土事業が進行し、是正されないまま放置されています。この問題の盛土事業は、市から発令された指導や改善勧告・措置命令に応じないまま、盛土の搬入を継続しています。このままでは、つくばみらい市の誇れる美しい自然が破壊され、後世に負の遺産を残すことになりかねません。この問題の解決には、市各部署や関係機関が連携をとり、同じ問題意識を持って取り組むことや「違法盛土は絶対に許さない」という強い意志を示し、断固たる対策をとることが必要です。市民も早期解決を強く望んでおり、執行機関に対し、関係機関との連携の強化や適切な条例制定、環境保全審議会を設置等、積極的な対策を講じるとともに、市議会と執行機関が一体となって盛土問題の早期解決を目指すことを要望するものです。	原案可決
発議第4号	東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議	昨年発生した東日本大震災から一年が経過する中、国や地方自治体をはじめ全国各地の多くの人々が、様々な形で被災地の復興支援に取り組んできました。しかし、復旧と復興の大きな障害となっているのが、膨大ながれきの処理です。政府は、がれきについて広域処理の方針を打ち出し、全国の自治体に協力を呼びかけていますが、放射能汚染の不安等から今もって受け入れが進まないのが現状であり、被災地の方々の苦悩を思うと、全国の自治体や全国民の協力による一日も早いがれきの処理が求められています。よって、被災地の復旧と復興を最大限に支援するため、本市を含む常総地方広域市町村圏内のゴミ処理施設である常総環境センターの既存施設を活用し、国や被災自治体からの要請に基づくがれきの受け入れを、積極的に進めるよう茨城県及びつくばみらい市に強く求め、受け入れには広域圏内の市民の理解を大前提とし、国の安全基準を下回るがれきであることはもとより、放射線量の測定等の十分な検証・公表など市民への説明責任を履行し、市民の不安払拭に努めることも併せて要望するものです。	



番 号	請 願・陳 情 名	結 果
請 願 第 1 号	T P P 交渉参加に向けた協議の中止を求める請願	採 択
請 願 第 2 号	「東海第 2 原発の廃炉を求める意見書」の採択を求める請願	継続審査
陳 情 第 7 号	違法な盛土による環境破壊に対し環境審議会を招集し審議することを求め、断固たる条例適用を求める陳情	全議員及び執行部に配布しました
陳 情 第 1 号	地球社会建設決議に関する陳情書	

人事紹介

同意第 1 号

監査委員

地方自治法の規定により議会の同意を求められ、次の方の選任に同意した。

中島

横張 光男

(新任)

同意第 2 号

教育委員会委員の任命について

教育委員が 1 名辞職するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求められ、次の方の任命に同意した。

筒戸

石塚 眞典

(新任)

◆ インターネット 録画中継配信

つくばみらい市議会では、「市民に身近な、開かれた議会」を目指し、インターネットのホームページより録画中継の配信を行っています。この事業は、市の重要な課題は何かを多くの市民に知っていただき、情報の公開と共有を図ることを目的としています。なお、それぞれの映像の掲載期間は 1 年となります。編集にはフリーソフトを活用し、経費をかけずに作業を行っています。どうぞ、ご覧ください。

音声による議会だより

議会だより第 8 号から市のインターネットホームページ上で、音声による議会だよりを始めました。音声は、ボランティア団体である『朗読グループかたくり』の方々によるもので、活動は、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい・議会だより・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口目の不自由な方々を対象に、無料でカセットテープの貸し出しをしています。音声による議会だよりは、お借りしたテープをデジタル変換して作成しています。ぜひ、お聴きください。

◆ 会議録の公開 ◆ について ◆

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から 3 カ月後となります。

市議会を傍聴しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で受付票に住所、氏名、年齢をご記入していただくだけで、傍聴席（定員 50 人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員 5 人となっています。

◎傍聴場所

◎第 1 回臨時会 傍聴者数 4 人 ◎第 1 回定例会 傍聴者数 67 人（内小中学生 0 人）



聴き

知しきたい
りりたい

市政

一般質問
(要旨)

質問は、議員本人が概ね300字を目安に要約しています。

定例市議会における
一般質問の要旨を掲載します。

道路工事の進捗状況について

中島 五郎 議員

●中島議員 小張バイパスは平成16年に事業開始し、既に9年目を迎えているわけであるが、未だに途中で工事が寸断されており、供用開始までどのくらいの期間を要するのか、市民は大変関心を持っているところである。完成部分の早期供用

開始についてを併せて伺いたい。

次に、板橋不動尊東側交差点から小張方面への道路工事の進捗状況について、同交差点は、小学校前でもあり、大きな交通事故の発生が懸念されるところである。この交差点についても中途半端な状態で放置されているようであるが、今後、どのような見通しを立てているのか伺いたい。

●都市建設部長 小張バ

イパスの進捗状況と今後の見通しについては、当初、平成23年度中の供用開始を予定していたが、用地交渉に不測の日数を要し、未だ全線の供用開始には至っておらず、25年度末の完了を目指し努力をしているところである。

本路線は、総延長715

mのうち約620mが現在完成し、23年度の末に約90%の用地買収が完了する見込みである。

昨年の4月、みらい平地区から小張小学校までの約490mの区間が一部供用開始され、児童の通学路として安全の確保が図られたものと考ええる。

しかし、既存の市道部分約100m強については、大型車が旧道と県道から入ってきた場合にすれ違いができないため、警察と協議し一部を閉鎖している状況である。引き続き早期の全線供用開始に向け、一層の整備推進を図って参りたい。

次に、地方道野田牛久線のバイパスに係る板橋の交差点については、茨城県が事業主体となり本路線計画がされ、みらい

平から県道谷田部小張線までを最優先区間とし、現在、地盤改良工事が実施されている。また、県道谷田部小張線から板橋不動院までの区間についても、現在、用地買収を進めていると聞いている。

この路線は、市の道路網の計画においても非常に重要な路線であることから、早期の開通を目指し、国、県、関係機関への要望活動を積極的に行って参りたい。

(掲載以外の質問事項)

☆市役所の活性化について

☆市内各地における埋め立てによる問題点と解決策について



小張バイパス

北山、神生等で行われている土砂等の盛土について、対応策は

川上 文子 議員

●川上議員 市内で土砂等の盛土を行っている事業者が、とんでもない事態を引き起こしている。

一つは、農地法や環境保全条例で規制できる宝木山や北山等の事業だが、許可の案件に違反すれば事業の停止を命ずることができるとは、現状は、勧告、指導の範囲で、対応のテンポが極めて遅い。もう一つは、野堀等の「伐採・造林」「資材置き場」という届出のみで行われた事業だが、その届出の実態から明らかに不当な業



者だとわかっていた時だ。こういう業者に新たな仕事をさせてはならないと、なぜ市は、ここで手を打てなかったのか。環境保全審議会を設置すれば対応できたはずだ。

市に対し、一時堆積の規制・周辺住民の同意・定期的な地質の検査・搬入土の制限等、不当な残土を拒否する姿勢が明確になる条例制定を強く求める。

●市長 北山地先での土砂等の盛土については、平成22年9月に市環境保全条例の許可を受け行われたものであるが、その際、計画高以上の盛土行為によって、隣接地の隆起などが生じたものである。その対応については、改善勧告及び措置命令により是正計画書が提出され、農業用水路について暫定的な修復工事は実施されているが、残土の搬出がいまだ完了していないので、引き続き強く指導していく。

また、神生地先については、今後の対策として規制を強化すべく、現在、

残土条例の新規制定作業を進めており、本年6月の定例会に上程したいと考えている。

引き続き茨城県及び警察等の関係機関と連携を密にするとともに、4月に設置する廃棄物対策室に警察関係者を迎え、体制の強化を図って参りたい。

●市民経済部長 今回、の神生で問題があったのは、条例に一時堆積行為が規定されていないことが要因だと考えている。これを解決するため、まず条例を速やかに改正し、対策を講じなければならぬと考える。条例の内容であるが、厳しく対応するよう、同意など色々な検討を重ねているところである。市としても、地域の方と一緒に連携しながら、今後のことを検討して参りたい。

また、現在、北山地区の土壌の検査は、申請があった2カ所の搬入先の土質検査を既に行っている。さらに放射能についても、市職員が、随時、

放射能の測定をしており、規定値以内という状況である。

(掲載以外の質問事項)
☆水道料金の引き下げを求める

☆追加被曝線量年間1ミリシーベルトを超えるところは責任を持って除染するよう、しっかりした計画を策定することを求める

原発事故による食の放射能汚染について

古川 よし枝 議員

●古川議員 政府は4月1日から、食品の放射性

セシウム基準を1kg当たり、水は10ベクレル、牛乳・乳製品・乳児用食品は50ベクレル、魚・肉・野菜など一般食品は100ベクレルに引き下げた。当市は放射性物質検出器を1台、JA茨城のみ管内の共同購入の1台と合わせて2台を設置し、学校給食の食材、生産者の農産物の検査がそれぞれ始まっているが、その利用状況はどうか。

安全安心のために、そして風評被害払拭のためには、市内全域で多種の野菜の検査をすることで効果が上がると考える。つくば市や守谷市では、家庭菜園等の持ち込み検査も行っている。是非、当市においても土・日曜日も稼動し、家庭菜園の野菜等も対応するよう求めるがどうか。

●市長 現在、茨城のみ農協、近隣市と共同購入した食品放射能検査機



給食食材の放射線測定

器は、毎週木曜日が本市への割当日で、販売目的の野菜等を中心に検査を行っている。

また市単独購入の機器は、給食食材を中心に検査し、市民に検査結果を公表している。さらに1食のミキシング検査を、4月より実施する予定であり、また、今後実施する除染作業での土壌等の検査を行うと、家庭菜園等の作物の対応ができない状況にある。

そのため市では、消費者庁が始めた食品等の放射性物質の検査支援のための機器の貸与が決まったことから、配備され次第、消費者の要望に応えるため、自家消費を目的



に市民が栽培した野菜や果樹等の検査を予定している。

次に、土・日曜日の検査体制については、共同購入の機器の運用は、関係団体と相談しなければならぬ。また、市単独の機器については、今後関係部署と相談をしながら検討したい。

●市民経済部長 共同購入した機器については、検査を2月から始めています。現在、農家では作物が非常に少ない時期のため、今後増えていくものと考えている。市では、少しでも放射能の被害を少なくするために、農産物の測定を増大していきたい。

また、市民の食の安全の確保のため、新たに消費者庁から貸与される測定器の検査レベルを確認し、検討しながら今後進めたいと考えている。

(掲載以外の質問事項)

☆みらい平地域の子育て環境の整備について

☆市営住宅・公営住宅の整備について

県道の歩道整備について

海老原 弘 議員

●海老原議員 昨年12月28日、山王新田の県道において交通死亡事故が起きた。取手市内の75歳の老人の方でしたが、このことを市はどの様にとらえているのか。谷井田方面から山王に向かって途中の歩道がなくなっている。職員に何度説明しても、遅々として進んでいない。今般、土浦土木事務所に行ったところ、市側の取り組みや熱意が伝わっていない様子であった。青木の常総橋からの歩道は、事故も多発し地元の要望もあるので予定しているとのことであ

った。山王新田についても地元からの要望や地権者への説明をやっているのかと、逆に質問された。我々の方から行動を起こす時と考えるが、市長の見解を伺いたい。

●市長 12月28日、高齢者の方が、山王新田の県道の歩道未整備の箇所、命をなくしたということ、は重く受けとめなければならぬ。この県道については、私も再び強く県に働きかけをしていく。県道の青木と山王新田の歩道は、県に同時進行だと伝えている。やれるところを早くやってほしいと、県には話している。

常々、私は歩道のない道路は道路ではないと考えている。お年寄りや子供たちが、安心して歩ける道路の整備を進めて参りたい。

●都市建設部長 県道の歩道整備については、山王新田の交差点から谷井田方向へ約130mの区間の歩道が未整備となっており、以前、茨城県から当該区間の事業化は未定との回答を受けたが、道路利用者の安全確保のため必要不可欠なことから、早期の歩道整備の要望を行った。

高齢者の方が、この未整備地点を横断中に、命を落とすという痛ましい事故があつたことから、当該区間の歩道整備は重要な課題と受けとめ、県に対し、さらなる要望を行っていく。

また、青木地先の歩道整備については、常総橋から青木交差点までの約370m区間が未整備となっており、最近では、つくばエクスプレスの開業に伴い交通量が増加し、危険度が増幅している。

この区間の歩道は、合併前からの懸案事項であり、道路利用者の安全確保のため、県に対し早期の要望をするとともに、工事の説明会や用地交渉等へ市職員を同席させるなど、事業の早期完了に向け地域との連携を図っており、問題の解決に向

けて積極的に取り組んで参りたい。

(掲載以外の質問事項)
☆谷和原の幼保一体型の施設について

子育てサポーターについて

鐘ヶ江 礼生奈 議員

●鐘ヶ江議員 保育知識や育児経験があれば保育士資格が無くても協力会員となり、協会の員の自宅で一時的に子供さんを預かる有料在宅福祉サービスで、仕事の早出残業等で送迎が間に合わない。急な用事で一時的に預けたい時など、便利で助か



る制度だと
思うが、あ
まりにこの
サービスを
利用する人が少ない。協
力会員の車送迎ができな
いことや、家庭内での事
故補償を考えると利用し
づらいなどの意見もある
が、今後、何か対策を考
えているのか伺いたい。

●市長 有料在宅福祉
サービス事業の子育てサ
ポーターは、女性の就労
形態の多様化に伴い、安
心して子供を産み育てる
ことができる環境づくり
を目的に実施している。
利用会員、協力会員お互
いの合意のもとに、子供
の預かりなどの援助を行
う有料のボランティア事
業である。

市では、この事業を市
社会福祉協議会へ委託し
ている。利用会員は60名
に対し、協力会員は34名
が活動されている。まだ
まだ協力会員が少ない状
況にあり、市としても、
現状を踏まえ課題等を精
査し、より良い制度とな
るよう検討して参りたい。

●保健福祉部長 子育て

サポーターの援助活動は、
平成23年4月から翌年の
1月までの期間で87件の
利用があり、活動の主な
ものは、保育所への送迎
保育所終了後の預かりで
あった。各家庭の大事な子
供さんを預かることにな
るので、子供を含めた利用
会員と子育てサポーター
との人間関係が良好でな
ければならないことから、
面接を行うため若干の時
間は掛かる。

次に、援助活動中の事
故については、基本的
には当事者間で解決するこ
とになっているが、市社
協では、ボランティアを
対象とした補償型の保険
に加入しており、活動中
に協力会員や子供さんに
事故が生じた場合に補償
される。

しかし、協力会員の自
家用車を利用した子供の
送迎活動については、交
通事故による安全面等か
ら現在は行っていない。
この事業を行う上で協
力会員の確保が重要であ
り、今後も、定期的に広

報紙等を利用して事業の
周知を図っていききたい。
(掲載以外の質問事項)
☆保育所について
☆学級崩壊対策として

本市の市街地の住居表示 に関して

直井 高宏 議員

●直井議員 市内の伊奈
東他市街化地域の地番表
示は不便に思うが、市の
考えを伺いたい。

市は長い間に地番の分
合筆、道路の拡張など地
番の飛地、欠番、枝番等
で目的地の発見が難しい
地域があることは把握し
ているということだが、

市民の利便性と生活環境
向上の観点、さらに救急
車、消防車、警察車両等
の緊急車両がいち早く目
的地に着ける必要性の観
点からも、市街地の住所
の表示方式を地番表示か
ら住居表示に変更するこ
とを要望する。

地域住民の熱い意思の
要望があれば、市は前向
きに検討していく考えが
あるのか伺いたい。

●総務部長 本市の市
街地の住居表示は、住所
の表記を地番で表示して
おり、開発行為等により
土地の合筆や分筆登記が
行われるたびに、欠番や
枝番が発生することとな
り、住所の特定が難しい
場所がある。

住居の表示は、街区符
号及び住居番号を付ける
ことで、居所や事務所な
どを初めて訪れる方や、
郵便の集配人の方など
が、建物を特定すること
が容易となる。

しかし、一方では、長
い間親しまれていた字名
や地番が変わること、
不便と感ずる方もいると

思われる。

さらに住居表示を実施
するには、住民の利便性
の検討、行政経費の問題、
市民の皆さん自身が行う
諸手続の煩雑さなど、そ
れぞれ比較考慮し、相当
程度の日数、費用、労力
を要することなので、行
政だけでなく、市民の熱
い意思というものが、実
施のための原動力になっ
てくると考えている。他
市でも、関係住民からの
強い要望により、実施す
る例が多いと聞いてい
る。

市民の意向を踏まえ、
市民の総意の中で総合的
に判断をしていく必要が
あると考える。今後とも、
動向を見守りつつ、審議
を重ねて参りたい。

(掲載以外の質問事項)

☆災害時における市内
建設協会との協力を
制について

☆災害時の茨城県域統
合型GIS(地図情
報)の管理運営につ
いて

☆公民館の補修費用の
助成金規定に関して



各選挙の投票率向上への課題

坂 洋 議員

●**坂議員** 本年2月に行われた市議会選挙では、前回より投票所数が減ったにもかかわらず投票率は若干上がった。これは期日前投票率が、前回よりも2.4%の伸びたためと推測される。

選挙権の行使は、基本的人権に関わる重要なことである。投票日に行けない人や遠い投票所まで一人では行くことができない高齢者の増加に対応するためにも、期日前投票制度は重要になってくる。期日前投票には宣誓書が必要であるが、この

制度を更に周知させ、よりやりやすくするため各戸に郵送されている入場整理券を、宣誓書兼用として事前に自宅で宣誓書を書けるようにできないものか。また、さらなる投票率アップのために、市が実施している取り組みについても伺いたい。

●**総務部長** 期日前投票を円滑にするための宣誓書の簡略化については、公職選挙法により、期日前投票を行う選挙人は、自ら選挙の当日に投票所に出向けない事由の申し立てと、真正であることを誓う宣誓書を提出することが規定されていることから、期日前投票所において宣誓書の提出をお願いしている。宣誓書は、事由の確認と本人の署名をする手続だけで投票ができるよう、当市としてもシステム化により手続の簡略化を図っているところである。

また、公選法では、市町村の期日前投票所は1カ所を設置すれば足りると定めているが、

現在、市役所の伊奈庁舎、谷和原庁舎の2カ所に設置しているところである。

次に、投票人の氏名記載については、公選法による絶対要件として省略できないものと考えるが、今回、議員が署名について調査されたということ、市でも、その点について調査研究をして参りたい。

(掲載以外の質問事項)

☆**災害発生時の情報伝達の方法について**

交通弱者の足の確保について

染谷 礼子 議員

●**染谷議員** 「コミュニティバス運行開始から4年が過ぎた。さまざまな要望を踏まえルートを変更し、利用者は増えているが病院や買い物などの移動に困っている交通弱者は大変多い、本市の現状は高齢化に伴い、ひとり暮らし世帯が毎年増えている。

また、介護認定者も増え、介護度の上昇に伴い介護給付費の負担も増えている。市の財政面からも、今後、介護予防は重要課題となる。特に認知症予防には、1日5人の方と会うこと、そして買い物など人と接すること、脳の活性化になると言われている。家に閉じこもらないで、外に出られる体制を整えることが介護予防にもつながる。この様なことから、市外の病院や買い物などへの移動手段を確保するために、デマンド型乗り合いタクシーを、早急に導入すべきではないか。市の見解を伺いたい。

●**市長** 民活型の相乗り、乗り合いタクシーについて

では、民間のタクシー会社が主体となり、タクシーの相乗りを活用する仕組みであり、市の財政負担がからないというメリットがある一方、タクシー会社の協力を得なければならぬ。今後、制度上の問題点や仕組みを調査して参りたい。

また、公共交通の見直しについては、市民が真に利用しやすく、市の財政負担が少ない公共交通になるよう、平成23年度実施したアンケート調査をもとに、検討に入るところである。

今後は、公共交通の課題、問題点を整理するとともに、本市にふさわし



利用者が増えているコミュニティバス



い公共交通体系の構築に向け邁進したいと考えている。

●**総務部長** 本市のコミュニティバスの現状として、現在はバス2台、3ルートで運行している。利用状況は、平成21年度の1日平均が1111人、22年度は127人、23年度は145人と、順調に利用者数を伸ばし、市民の移動手段の一つとして定着している。昨年11月、市民や利用者を対象としたアンケート結果を見ると、今後、市が実施すべき移動手段の確保策という設問では、回答者の約65%の方が、コミュニティバスやデマンドタクシー、または併用を希望している。これは公共交通への理解の深さと関心の高さを示すものと考ええる。

このような状況を踏まえ、今後、コミュニティバスの見直し、デマンド型乗り合いタクシーの導入等、市民の移動手段の向上を図るために見直し検討を行っていく。

具体的には、調査結果を詳細に解析し、市民の

旧伊奈地区防犯灯について

今川 英明 議員

需要や費用対効果等も検証するとともに、高齢者世帯及びひとり世帯の増加、介護予防としての外出など多方面から検討し、市外外出の公共交通における手法も探りながら、今後、市域公共交通会議の中で、協議検討し慎重に進めて参りたい。
(掲載以外の質問事項)

☆**災害や放射能から市民を守る取り組みについて**

☆**県道の渋滞緩和と市道の事故防止について**

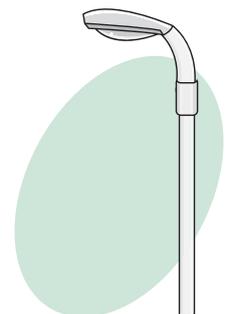
●**今川議員** 旧伊奈地区の防犯灯について伺いたい。旧伊奈町の住宅地の防犯灯は、維持管理、電気料ともに自治会で行っている。合併前からのようだが合併協定のどのような協議をしたのか、経緯と今後の対応は、市はどこでも同じ環境にしないと不公平である。

特に、市民の安全安心を守る防犯灯については、全部市が維持管理すべきである。現在約1千200基の防犯灯が自治体管理となっている。申し出があればということ、375基のうち135基を移管したということだが、なぜ全部市管理としなかったのか。防犯灯設置要綱よりも合併前に設置している場所については、申し出がなくても市の維持管理とすべきである。

市の見解と自治会の納得する方向で検討を願いたい。

●**市長** 防犯灯の設置や管理手法については、当時の旧谷和原村・旧伊奈町との違いがあり、伊奈地区は町管理と地元管理に分かれていたということであるが、全てを市管理ということには、難しい面もあるが、市民の安心・安全を考えた場合、市で管理すべきものは管理して参りたい。

●**市民経済部長** この地区管理と市管理の経緯は、平成18年の町村合併前にさかのぼり、旧谷和原村は村管理で設置基準があつたが、旧伊奈町は町管理と地区管理があり要綱がなかったようである。合併時には、旧谷和原村の防犯灯設置要綱を参考に、現在の市防犯灯設置要綱を制定し、現在この要綱を基に維持管理をしている。



防犯灯は、市民の安全・安心に係る部分であるので、地区開発の過去の経緯を踏まえ、市と地区が共同して、それぞれ担っていくというものであり、自治会ごとに防犯灯の適正な維持管理に努めていただいている。

しかし、集落や自治会で維持管理している防犯灯の中には、市で管理すべき要件に適合するものも見受けられることから、申し出により市で移管を受けられるよう、21年に要綱の改正を行い、同年2月に各行政協力員さんへ文書でお知らせをしている。自治会等から移管の相談があれば、現地を確認し検討するので、市に要望をしていただきたい。

今後は、他市の設置要綱等を参考に、防犯灯の設置基準や将来的な維持管理手法について検討して参りたい。

(掲載以外の質問事項)

☆**違法埋立てについて**
(盛土も含む)

☆**給食センターの民営化について**

☆**平成24年度予算について**



会期日程のお知らせ

平成 24 年第 2 回定例会は、次のとおり開催される予定です。

月日	曜日	会議	内容
6月 1日	金	本会議	開会
6月 4日	月		一般質問
6月 5日	火		一般質問、議案の委員会付託
6月 6日	水	常任委員会	総務常任委員会
6月 7日	木		教育民生常任委員会
6月 8日	金		経済常任委員会
6月 12日	火	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※日程等については変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会（通常は開会日の 7 日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。

議会広報特別委員会



委員長	染谷 礼子
副委員長	古川 よし枝
委員	中島 五郎
	直井 高宏
	小田川 浩
	鐘ヶ江礼生奈

編▼集▼後▼記

この度の委員会の編成により、広報特別委員会委員長を務めさせていただくことになりました。委員一同協力し、市民の方に読みやすい議会だよりとなるよう作成に努めて参ります。さて、2月の改選により議員 18 名による初議会が開催されました。

新年度予算について、さまざま視点で活発な意見を出し合い、慎重な審議を行いました。今後は、議会で決定された予算が適正に執行されて、行政効果や経済効果が住民福祉の向上にもたらせているかを、しっかりと監視することも議員の重要な役割であります。

そして議員それぞれの言動や議会内容を限られた紙面の中に、分かりやすく市民の方々に伝えていくことが、広報委員会の責務であると思います。これからも一層の改善に努めてまいりますので、市民の皆さんからもご意見ご要望がございましたら、議会事務局までお寄せください。

議会広報特別委員会

委員長 染谷 礼子

◎ご意見ご感想をお寄せください◎

「議会だより」についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本誌編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。
〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで
☎ 58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp